

キャッシングあんしん補償のご案内

本ご案内は株式会社ジェーシービーが提供する対象カードに自動付帯されているキャッシングあんしん補償について、その概要をご説明しております。

この保険は、株式会社ジェーシービーを契約者とし、会員の皆様のうち健康状態の告知をし所定のお手続きをされた方を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする総合生活保険（クレジットカード・カードローン用三大疾病補償特約付帯）の団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社ジェーシービーが有します。

詳細は株式会社ジェーシービーにおいて保管している保険約款および付帯する特約条項に基づきます。保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明の点がありましたらキャッシングあんしん補償デスク（代理店：キューアンドエー株式会社）または引受保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

0120-017-200

JCBキャッシングあんしん補償デスク

（代理店：キューアンドエー株式会社）

営業時間：平日9時～17時（土・日・祝休）

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

【1】被保険者（補償の対象となる方）

この保険によって補償を受けられるのは、以下の対象カード本会員のうち、59歳（*1）以下で、健康状態の告知し所定のお手続きをされた方です。
ご注意：家族カード会員の方は対象となりません。また、対象カードを退会した方、会員資格を喪失した方、保険金を受け取ったことがある方、失効になった方（*2）は補償の対象外となります。

（*1）株式会社ジェーシービーが契約者となる団体契約始期日時点の年齢をいいます。補償開始以降に60歳となった方は、団体契約の満期（25年3月31日）まで補償されます。

（*2）クレジットカード・カードローン用三大疾病補償特約は、被保険者がこの特約に基づき保険金が支払われるいずれかの状態となった場合には、その事実が発生した時に失効します。

【2】対象カード

JCB ORIGINALシリーズ（JCBザ・クラスを含む）※、ローンカードFAITH

※ORIGINALシリーズ対象のJCBカードには、カードご利用代金明細書ならびに、MyJCBカードご利用明細照会画面のカード名称欄の名称先頭に【OS】と表示されます。

表示例：【OS】JCBカード

【3】保険期間

・健康状態の告知をし所定のお手続きを完了した日の翌月1日から補償が開始します。

・対象カードを退会した場合、会員資格を喪失した場合、保険金を受け取った場合、失効になった場合（*1）、もしくは株式会社ジェーシービーが本サービスを終了した場合等は補償が終了します。

（*1）クレジットカード・カードローン用三大疾病補償特約は、被保険者がこの特約に基づき保険金が支払われるいずれかの状態となった場合には、その事実が発生した時に失効します。

【4】保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

被保険者（補償の対象となる方）が下表のいずれかの状態に該当した場合に保険金をお支払いします。

保険金は原則として契約者である株式会社ジェーシービーが受け取り、株式会社ジェーシービーから被保険者に対して残債充当（キャッシングご利用残高から保険金を差し引くこと）を行います。（*1）

（*1）保険金支払い時点で充当する残債が無い場合、もしくは残債よりも保険金が高い場合は、保険金全額もしくはその差額を株式会社ジェーシービーよりカード決済口座へお振込みします。その他お支払いに関するご要望がございましたらJCBキャッシングあんしん補償デスクにご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

クレジットカード・カードローン用三大疾病補償特約

保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合

- ①初めてがん診断確定された場合
- ②急性心筋梗塞を発病し、特約に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合
- ③脳卒中を発病し、特約に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合、カード債務返済保険金をお支払いします。

【ご注意】悪性新生物（がん）と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。

※この特約は、被保険者がこの特約に基づき保険金が支払われるいずれかの状態となった場合には、その事実が発生した時に失効します。
※カード債務返済保険金の支払いは、同一の被保険者に対して、保険期間を通じて1回に限ります。

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ（*2）
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
- ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- ・アルコール依存および薬物依存
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ（*3）（*4）等

（*2）該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

（*3）初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。

（*4）告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

【5】お支払いする保険金について

お支払いする保険金の額は次の①および②のそれぞれについて、保険金支払事由発生日の直前およびその2か月前の債務確定日における金額のいずれか低い額を算出し、それらを合算した額をいいます。

ただし、クレジットカード会社のHP等へ記載のカード債務返済保険金額を限度とします。また、カード債務返済保険金の支払いは、同一の被保険者に対して、保険期間を通じて1回に限りです。

- ①キャッシング利用における残高相当額 *1
- ②カードローン利用における残高相当額 *2

*1 この保険契約の対象となるクレジットカードの会員規約に基づき、被保険者が株式会社ジェーシービー等に対して負担すべきキャッシングの利用額(*3)における未償還残高をいいます。ただし、利息は含みません。

*2 この保険契約の対象となるカードローンの契約に基づき、被保険者が株式会社ジェーシービーに対して負担すべき借入金における未償還残高をいいます。ただし、利息は含みません。

*3クレジットカードの会員規約に基づく支払方法のうち、キャッシングリボ払い、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いによる利用額をいいます。

※ご注意※ お支払いする保険金の対象となるご利用残高は、対象カードの「キャッシングリボ払い」「キャッシング1回払い」「海外キャッシング1回払い」のご利用残高です。

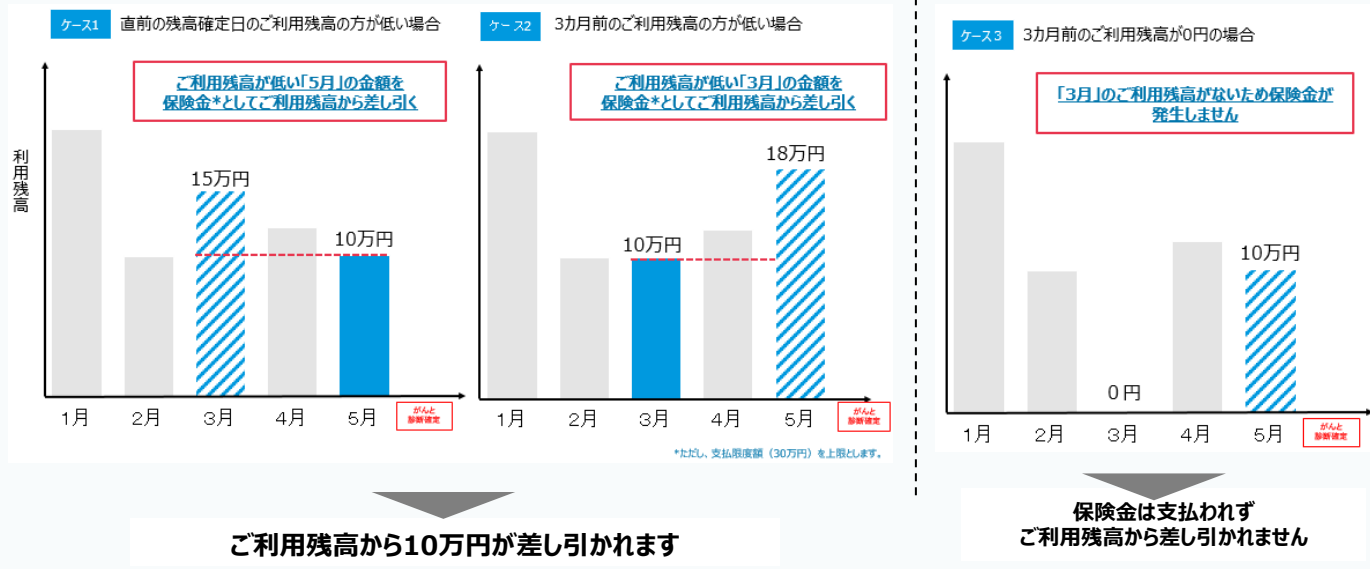
保険金のお支払いイメージ

事故発生後、保険金はお客様のご利用残高から差し引きます。

※保険金請求いただいた際、保険金は株式会社ジェーシービーが受け取り、株式会社ジェーシービーから被保険者に対して残債充当（キャッシング利用残高から保険金を差し引くこと）を行うことについて同意確認を行います。その他お支払いに関するご要望がございましたら「JCBキャッシングあんしん補償デスク」までご相談ください。

P.1「保険金をお支払いする場合」の状態となったときの直前と3か月前のご利用残高を比較して、低い方の金額を保険金としてご利用残高から差し引きます。*
*詳細は以下「ご利用残高から保険金を差し引く方法」をご確認ください。

【例】6月にがんと診断確定。直前のご利用残高確定日が5月、3か月前のご利用残高確定日が3月の場合。



ご利用残高から保険金を差し引く方法について

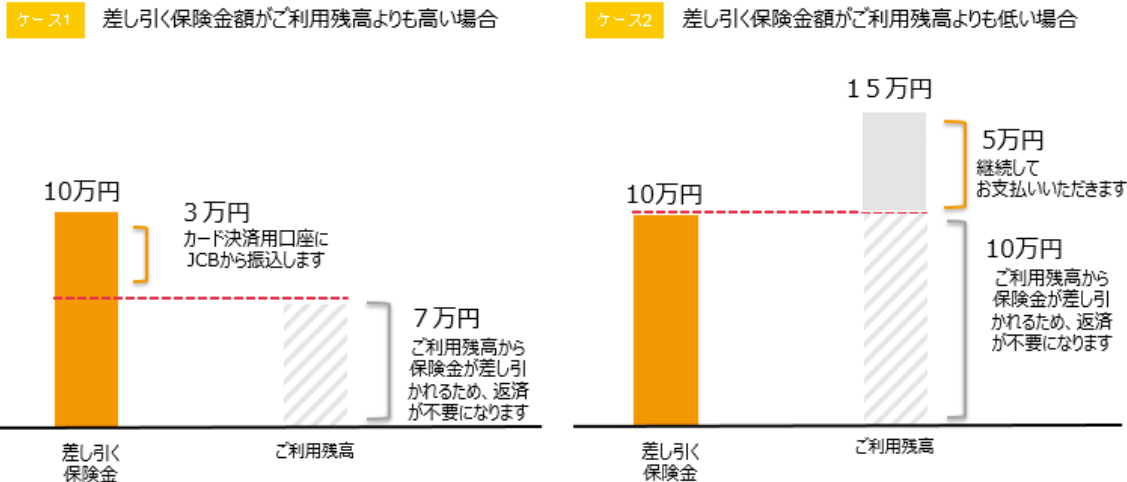
保険金のお受け取り方法は、対象カードのキャッシングご利用残高があるか無いかで異なります。

JCBによる保険金充当処理日*に上記のご利用残高がある場合、ご利用金額から保険金を差し引くため、その分のお支払いが不要になります。

JCBによる保険金充当処理日*に上記のご利用残高が無い場合、カード決済用口座にJCBから保険金をお振込みします。

*JCBで保険金受け取り後、保険金充当処理日までに3週間程度お時間をいただきます。

【例】保険金10万円を充当する場合



【6】保険金請求時の流れ

保険金をお支払いを請求する場合は、「JCBキャッシングあんしん補償デスク」にご連絡ください。受付時に氏名、生年月日、住所、電話番号、カード番号(除く下3桁)、保険金請求事由をお伺いいたします。また請求にあたっては、以下書類を引受保険会社に提出いただけます。

保険金請求事由の生じた日を含めて30日以内に、JCBキャッシングあんしん補償デスクまでご報告ください。

必要書類: 保険金の請求書、保険金支払事由に該当することを証明する診断書、その他保険会社が求める書類

【7】用語の定義

	用語	定義
①	がん (1)(2)	平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。なお、がんの診断確定は、病理組織学的所見(3)により、医師等によって診断されることを必要とします。ただし、病理組織学的検査(3)が行われなかった場合には、病理組織学的検査(3)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(4)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(4)による診断確定も認めることがあります。 ア. 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC00-C14 イ. 消化器の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC15-C26 ウ. 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC30-C39 エ. 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC40-C41 オ. 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC43-C44 カ. 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC45-C49 キ. 乳房の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC50 ク. 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC51-C58 ケ. 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC60-C63 コ. 腎尿路の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC64-C68 サ. 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC69-C72 シ. 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC73-C75 ス. 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC76-C80 セ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの...基本分類コードC81-C96 ソ. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>...基本分類コードC97 タ. 上皮内新生物<腫瘍>...基本分類コードD00-D07、D09 チ. 真正赤血球増加症<多血症>...基本分類コードD45 ツ. 骨髓異形成症候群...基本分類コードD46 テ. リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>(D47)中の ・慢性骨髓増殖性疾患...基本分類コードD47.1 ・本態性(出血性)血小板血症...基本分類コードD47.3 ・骨髓線維症...基本分類コードD47.4 ・慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]...基本分類コードD47.5
②	急性心筋梗塞	冠動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、虚血性心疾患(I20-I25)のうち「急性心筋梗塞...基本分類コード I21」および「再発性心筋梗塞...基本分類コード I22」に規定される内容によるものをいいます。 ア. 典型的な胸部痛の病歴 イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
③	脳卒中	脳血管の異常(5)により血管の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱髄症状を引き起こした疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 脳血管疾患(I60-I69)のうち、 ・くも膜下出血...基本分類コード I60 ・脳内出血...基本分類コード I61 ・脳梗塞...基本分類コード I63

(1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」により、新生物の性状を表す第5桁コードとしてそれぞれ次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが「悪性新生物」または「上皮内新生物」とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード

悪性新生物	コード番号	
	／3	悪性、原発部位
	／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
上皮内新生物	／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
	／2	上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

(3) 生検を含みます。(4) 細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

(5) 脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれます。

【8】個人情報の取扱い

●保険契約者である株式会社ジェーシービーは引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行等を行うために利用する他、下記①から②の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、引受保険会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。